



点検実施基準及び資格に関する検討委員会 検討概要

平成27年 4月 1日

NEXCO東日本

NEXCO中日本

NEXCO西日本

点検実施基準の見直し

1. 検討の背景

- ①「長期保全検討委員会」での検討を踏まえた高速道路構造物の長期保全のあり方の提言
⇒ 点検の目的を明確にし、構造物の状況に応じた点検実施基準の再設定を図るとともに点検の信頼性向上が必要である
- ②「笹子トンネル天井板落下事故」を踏まえた点検のあり方に関する更なる検討の必要
- ③「道路法改正に伴う点検の法令化」など国の各種政策の展開

2. 外部有識者による検討委員会の設置

●「点検実施基準及び資格に関する検討委員会」

・平成26年2月12日より平成27年3月5日の間にわたり8回の委員会を開催し、点検実施基準の見直し及び点検技術者の資格制度について検討を行った。

●委員会名簿

委員長	藤野 陽三	横浜国立大学 先端科学高等研究院 上席特別教授
委員	岩波 光保	東京工業大学大学院 理工学研究科 土木工学専攻教授
	江尻 憲泰	長岡造形大学 建築・環境デザイン学科特任教授 早稲田大学 理工院 創造理工学研究科 客員教授
	奥井 義昭	埼玉大学 大学院理工学研究科 環境科学・社会基盤部門教授
	木村 善富	国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路構造物研究部 道路構造物管理システム研究官

●審議の経緯

	点検基準のあり方	点検員の資格制度
第1回 26.2.12	<input type="checkbox"/> NEXCOの点検の概要 <input type="checkbox"/> 道路法改正の状況	<input type="checkbox"/> 点検技術者の資格制度事例確認
第2回 26.4.23	<input type="checkbox"/> 省令を踏まえた点検基準のあり方 <input type="checkbox"/> 点検結果の判定、評価の整理 <input type="checkbox"/> 省令施行に伴う要領暫定改訂の内容	
第3回 26.6.18		
省令施行(H26.7.1) 保全点検要領(構造物編)及び施設保守規則の一部改訂		
第4回 26.8.18	<input type="checkbox"/> 省令に基づく点検対象構造物の整理 <input type="checkbox"/> 点検手法見直しに伴う実施体制の概要 <input type="checkbox"/> 点検困難箇所の整理 <input type="checkbox"/> 近接目視と同等な点検手法の検証(デジタルカメラ、赤外線カメラ)	<input type="checkbox"/> 点検資格制度の概要 <input type="checkbox"/> 点検員に求める技術力の整理
第5回 26.10.31		
第6回 26.12.18		
第7回 27.2.13		<input type="checkbox"/> 資格種別と認定要件の設定 <input type="checkbox"/> 資格制度運営方法の整理 (試験・研修・更新など)
第8回 27.3.5	<input type="checkbox"/> 点検要領改訂内容の確認	
H27.4.1 保全点検要領(構造物編)の改訂及び施設保安全管理要領の制定		

点検実施基準の見直し

3. 点検実施基準の見直し (見直しのポイント)

①道路法改正への対応

- ⇒ トンネル、橋、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等を対象として法令を遵守した点検頻度、点検手法を規定
- ⇒ 点検結果について、省令に定める統一的な診断区分に分類(4段階の診断区分)
- ⇒ 点検・診断・措置の記録の保存(対象構造物が利用されている期間中)

②点検の信頼性向上と合理化

- ⇒ 第三者等被害想定箇所の安全性確保(近接目視に加え触診や打音を原則)
- ⇒ 土木構造物と施設設備の点検基準の整合を図り、施設保全管理要領を新たに制定
- ⇒ 法令点検の対象外となる構造物(土工構造物等)の点検手法の見直し
- ⇒ 点検困難箇所の明確化と近接目視に替わる点検手法の活用

項目	NEXCO旧点検基準	NEXCO点検基準改訂
定期(詳細)点検の手法	●近接目視・打音等	●近接目視、触診や打音等 ・第三者被害想定箇所：近接目視かつ触診や打音等 ・上記以外の箇所：近接目視、必要に応じ触診や打音等
近接目視の定義	検査路や足場を利用して、構造物に接近又は双眼鏡にて目視により点検する方法	肉眼により構造物の変状の状態を把握し、評価が行える距離まで接近して目視を行う方法
定期(詳細)の点検頻度	●1回／5～10年 ・第三者被害想定箇所＝1回／5年(標準頻度) ・上記以外の箇所＝1回／10年	●1回以上／5年
診断	●診断区分の分類：従来からのNEXCOにおける個別判定及び健全度評価の結果を法令で定める診断区分に分類 (Ⅳ：緊急措置段階、Ⅲ：早期措置段階、Ⅱ：予防保全段階、Ⅰ：健全)	
法令点検外の点検手法	●対象構造物：舗装、土工構造物、防護柵、遮音壁、トンネル附属物本体(取付部は法令点検) ●点検手法：構造物の重要度から点検頻度、点検手法を設定	
点検困難箇所	●点検困難箇所：高橋脚の上・下部工、鉄道交差箇所、狭小部・隠蔽部、土中部、水中部 ●近接目視に替わる点検手法：高解像度カメラ、赤外線カメラ、トンネル覆工画像について、別途マニュアルで定める適用範囲、機器操作方法に基づき積極的に活用	

点検技術者の資格制度の創設

4. 点検技術者の資格制度の創設(案)

①制度創設にあたっての基本的な考え方

- 高速道路の点検・診断等が適切に行えるよう、3階層(診断士・点検士・点検士補)を設定
- 将来的には更なる資格の客観性を確保する観点から、国の「技術者資格」登録を目指す
- 資格付与に際しては「講習会」「実技」「修了確認試験」を実施

②点検技術者(土木・施設)の資格定義及び役割(案)

	定義	役割
i)高速道路診断士	点検に関し、高度な知識・技術を持ち、点検に対して指導的立場にある者	点検計画の立案、報告書の作成、健全性の診断
ii)高速道路点検士	点検に関し、知識・技術を持ち、点検に対して中心的立場にある者	点検の実施、個別変状の判定、健全度評価、点検記録の登録等
iii)高速道路点検士補	点検に関し、基礎的知識・技術を持ち、診断士、点検士の補助者	点検の実施及び個別変状判定の補助、点検記録の登録等